

出雲市農業委員会（第2期）第38回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和5年(2023)9月21日(木) 午後1時30分から午後3時00分

2 場所 出雲市役所 3階 庁議室

3 出席委員(23名)

大梶 泰男	石飛 政樹	松本 尚幸	原 孝治	河原 基
岡田 征記	落合 光啓	佐野 芳夫	松井 幸男	岡 正
水 壯	石飛 忠宏	渡部 靖司	上野 正夫	天野 明浩
塩野 一男	板垣 房雄	今岡 充	持田 守夫	江角 昭夫
青木 敏男	若槻 博美	遊木 龍治		

4 欠席委員(1名)

伊藤 美樹

5 提出議題

(1) 報告事項

報第130号 会長専決処分の報告

報第131号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第132号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第133号 農地転用事業計画変更許可の取消について

(2) 議案審議

議第257号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第258号 農地法第3条の規定による許可の決定について

議第259号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について

議第260号 農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について

議第261号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第262号 非農地証明について

会長あいさつ

6 議事

会長が議長を務め、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。
署名委員に7番落合光啓委員、9番松井幸男委員を指名する。

議長 それでは、お手元にお配りした次第にしたがって進行いたします。報告事項、報第130号会長専決処分の報告、報第131号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第132号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報第133号 農地転用事業計画変更許可の取消について、を一括して報告します。

報第130号会長専決処分について、報告いたします。第37回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第5条1件については、島根県農業会議第90回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、常設審議委員会における決定日の9月11日付けで許可決定しております。以上、報告いたします。

議長 続いて、報第131号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第131号について、説明します。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。報告事項の1ページをご覧ください。今月は受付番号67番から73番の7件の通知がありました。内訳としては、農地法第3条申請のためが4件、中間管理機構への移行が1件、転用申請のためが2件となっています。農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告いたします。

議長 続いて、報第132号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第132号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。第38回総会 報告事項の2ページから12ページをご覧ください。こ

の届出の先月受付分は、受付番号１２２～１４８番までの２７件でした。権利の取得事由は、２７件全てが「相続」によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。受付番号１２３番と１２４番、受付番号１３２番と１３３番はそれぞれ関連する届出です。受付番号１３９番について、備考欄に、内原野、内ため池と書いてありますが、登記簿上にこのような表記で残っているため記載をしています。実際の農地として使用される面積は、登記面積から備考欄に記載している面積を引いたものになりますが、議案としては登記簿上の面積となります。受付番号１２５番、１３１番、１３４番、１４２番、１４４番、１４６番は、あっせん希望がありましたので、それぞれ担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から４０日以内とされております関係上、９月８日付けで通知を出しております。以上、報告いたします。

議長 続いて、農地転用事業計画変更許可の取消について、事務局から報告をお願いします。

後藤副主任 それでは、報第１３３号について、ご説明いたします。第３８回総会報告事項の１３ページをご覧ください。農地転用事業計画変更の承認の取消願が１件ありました。受付番号１番は、令和３年１１月２４日付で承認した案件です。転用目的は、駐車場用地でした。取消理由は、事業計画変更の承認後、事業実施前に、事業計画者の要望により当初転用許可の計画で転用計画を進めることになったためです。取消後は、当初転用計画である住宅用地として利用される計画です。以上、報告いたします。

議長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

議長 他にご質問はございませんか。

議長 質問は無いものと認めます。

議長 続いて、議第２５７号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。農業振興課打田係長から内容について、説明をお願いします。

打田係長 それでは、『議第257号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について』ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会でのご判断をお願いいたします。それでは、9月29日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。まず、賃借権の設定についてです。2ページ上の【利用権設定合計】とあります表の「賃借権」の行をご覧ください。設定の合計は8筆、8,078㎡、うち新規の設定が5筆、5,547㎡、再設定が3筆、2,531㎡です。この内訳につきましては、同じ2ページの【別表①】の表の「総計」の欄の一番下の「合計」の欄をご覧ください。相対分はありません。中間管理事業分の合計は、8筆、8,078㎡となっており、すべて中間管理事業一括方式分、となっております。続きまして、使用貸借権の設定です。2ページ上の【利用権設定合計】とあります表の「使用貸借権」の行をご覧ください。設定の合計は9筆、7,622㎡、うち新規の設定が2筆、2,439㎡、再設定が7筆、5,183㎡です。この内訳につきましては、3ページの【別表②】の「総計」の欄の一番下の「合計」の欄をご覧ください。相対分はありません。中間管理事業分の合計が、9筆、7,622㎡となっており、すべて中間管理事業一括方式分、となっております。今月のすべての利用権設定の合計は、2ページ上の【利用権設定合計】とあります表の「総計」の欄の「合計」の行をご覧ください。17筆、15,700㎡です。その他、詳細な設定内容につきましては、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者及び利用権の設定等を受けた者が、経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。説明は、以上でございます。

議 長 それでは、議題となっています議第257号のうち、1件が農業委員関与案件となります。その内、10番岡正委員の関与案件が、5ページの272番、となります。それでは、10番岡正委員の関与案件1件を先議案件いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、10番岡正委員が除斥となります。

議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第257号のう

ち10番岡正委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、10番岡正委員の関与案件1件を承認します。ここで岡委員の除斥を解除いたします。

議長 続きまして、議第257号のうち、先ほどの先議案件1件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第257号のうち、先議案件1件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議第257号のうち、先議案件1件を除くすべての案件について承認します。

議長 次に、議第258号農地法第3条の規定による許可の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

和泉主事 それでは、議第258号農地法第3条の規定による許可の決定について、ご説明いたします。第38回総会議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が9件ありました。個別の事案についてご説明いたします。2ページから3ページをご覧ください。受付番号71番について説明します。譲渡人は、高齢による労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、水稻を栽培される計画です。

つづいて、受付番号72番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が水稻を栽培される計画です。

つづいて、受付番号73番について説明します。譲渡人は、自宅を売却し引っ越しをすることによる耕作不便のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が大根やナス等の野菜を栽培される計画です。

つづいて、受付番号74番について説明します。譲渡人は、市外在住に

よる耕作不便のため、従来からの耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が水稻を栽培される計画です。

つづいて、受付番号75番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が畑として、自身が経営する飲食店で提供する野菜を栽培される計画です。

つづいて、受付番号76番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、従来からの耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号77番について説明します。譲渡人は、自宅から離れていることによる耕作不便のため、申請地周辺地域で営農を行っている受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が水稻や野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号78番について説明します。譲渡人は、自宅から離れていることによる耕作不便のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が柿やピーナッツを栽培される計画です。

つづいて受付番号79番について説明します。譲渡人は、令和2年に農地法第3条で当該農地を取得されました。しかし、当該農地に隣接する実家を売却することになり、該当地のみを耕作するために通うことが難しくなったことや、受人である隣接農地の耕作者から一体的に耕作したいとの申し出があったことにより、今回譲渡するものです。

以上、受付番号71番～79番については、4ページから5ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

ここでひとつお知らせがあります。令和5年9月1日から農地法施行規則が一部改正され、農地の権利取得者の国籍を確認するよう国から通知がありました。これに伴い法第3条許可申請と法第3条の3相続の届出の様式が一部変更となり、国籍等の記載が必須となります。国籍等の確認のため、住民票など本籍や国籍が確認できる書類の添付又は提示を求めることになりました。国や県から新たな通知があれば都度お知らせしたいと考えていますので、よろしくお願いします。以上です。

議 長 先ほど事務局から説明のありました案件についてご質問、ご意見はございませんか。

持田委員 議席番号 19 番の持田です。改正の理由はありますか。

和泉主事 外国人の方が土地を取得して問題になったケースが報道されていますが、外国人の土地所有について、国が把握するために確認するよう通知がありました。

山田次長 補足をさせていただきます。今までも農地法第 3 条の申請で農地を取得された案件について、毎年国から外国人の方が取得したケースを報告するよう調査がありました。しかし、今までは、お名前で推定する事しかできませんでした。国としては、そういった形で把握に努めてきていましたが、外国人の方の農地取得のケースが増えている状況を踏まえ、今回の改正されたというように聞いております。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第 258 号について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第 258 号すべての案件について承認します。

議 長 次に、議第 259 号農地法第 4 条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

三木係長 それでは、議第 259 号 農地法第 4 条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。第 38 回総会議案の 1 ページをご覧ください。今月は、7 件の申請がありました。議案書は 6 ページ、参考資料は 1 ページ 14 ページをご覧ください。議案書欄外左に丸印をつけている 2 件について、10 月に開催予定の第 91 回常設審議委員会に諮問する予定です。なお、説明案件はありません。

今月は追認の案件が 5 件あります。受付番号 26 番の案件は、昭和 33 年頃から居宅として利用していたものです。受付番号 27 番の案件は、昭和 5

5年頃から貸駐車場として利用していたものです。受付番号28番の案件は、昭和48年頃から倉庫・車庫として、その後、事務所として利用していたものです。受付番号31番の案件は、昭和50年から居宅として利用していたものです。受付番号32番の案件は、昭和61年頃から一部を作業場・機械格納庫として利用していたものです。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。以上、受付番号26番から32番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第259号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第259号の全案件を許可相当とし、許可の決定及び承認いたします。

議 長 次に、議第260号農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について、及び関連がございますので、議第261号農地転用事業計画変更の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤副主任 議第260号について、ご説明いたします。議案書の7ページから11ページ、説明資料の1～12ページ、参考資料の15～56ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が18件、賃貸借権の設定が3件、使用貸借権の設定が4件の合計25件の申請がありました。議案書欄外左に丸印をつけている7件について、10月に開催予定の第91回常設審議委員会に諮問する予定です。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書7ページの受付番号128番です。説明資料の1ページから3ページをご覧ください。転用場所は白枝町の田2筆です。案内図は5ページです。転用目的は、建売分譲です。面積は、転用面積・所要面積ともに2,672㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内に支社を持ち宅地建物取引業を営んでいる法人です。この度、都市部に近く利便性の高い申請地

を取得し、建売分譲地9区画を造成、個人住宅を建築する計画です。資金計画については、所要資金額が1億8000万円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書9ページの受付番号140番です。説明資料の4ページから6ページをご覧ください。転用場所は大社町杵築西の畑3筆です。案内図は5ページです。転用目的は、駐車場です。面積は、転用面積が632㎡、所要面積が773.39㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存拡張」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、いなさ園の経営など隣接地で社会福祉事業を営んでいる法人です。この度申請地を整備し、職員及び公用車用の駐車場として利用する計画です。なお、一部について平成30年頃から駐車場として利用しています。顛末書を確認しています。資金計画については、所要資金額が365万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書10ページの受付番号144番です。説明資料の7ページから9ページをご覧ください。転用場所は大社町北荒木の畑2筆です。案内図は8ページです。転用目的は、駐車場・資材置場です。面積は、転用面積・所要面積ともに1,189㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、水道施設工事業を営んでいる法人です。この度、申請地を貸借し、下水道工事期間中の資材置場、工事車両及び近隣に居住していて工事期間中車を停めることができない住民の車両置場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が100万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書11ページの受付番号147番です。説明資料の10ページから12ページをご覧ください。転用場所は矢野町の田1筆です。案内図は11ページです。転用目的は、資材置場です。面積は、転用面積・所要面積ともに1,283.00㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、土木工事業を営む法人です。この度、事務所に近く利便性の高い申請地を使用貸借し、資材置場として利用する計画です。なお、平成12年頃から資材置場として利用しています。顛末書を確認しています。資金計画については、所要資金額が85万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

追認案件については、申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。

つづいて、議第２６１号について、ご説明いたします。今月は、所有権の移転が１件の合計１件の申請がありました。今月は１０月に開催予定の第９１回常設審議委員会に諮問する予定はありません。議案書は１２ページ、参考資料は４３～４４ページになりますが、さきほどの議第２６０号に関連する案件なので、単独での案件はございません。以上、議第２６０号の２５件及び議第２６１号の１件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 先ほど事務局から説明のありました案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第２６０号及び議第２６１号についてについて承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第２６０号を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第２６１号を決定いたします。

議 長 それでは、議第２６２号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

高木行政専門員 それでは議第２６２号、非農地証明の申請について説明します。議案書の１３ページ、１４ページ及び説明資料１３ページから３５ページをご覧ください。今月は１１件の申請がありました。

受付番号１６番について説明いたします。申請地については議案書１３ページに載せております。また説明資料の１３ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料１４ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は９月４日に塩野農業委員、勝部推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号１７番について説明いたします。申請地については議案

書 13 ページに載せております。また説明資料の 15 ページ 16 ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料 17 ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は 9 月 4 日に塩野農業委員、勝部推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号 18 番について説明いたします。申請地については議案書 13 ページに載せております。また説明資料の 18 ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料 19 ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は 9 月 8 日に若槻農業委員、倉橋推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号 19 番について説明いたします。申請地については議案書 13 ページに載せております。また説明資料の 20 ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料 21 ページの現況写真をご確認ください。申請地は、現在建物が建っておりますが、書類等で農地法施行前の昭和 27 年以前から建っていることの確認はできませんでした。そこで、国土地理院地図航空写真サービスにて、昭和 25 年撮影の航空写真により確認ができました。現地確認は 9 月 5 日に原農業委員、勝部推進委員、事務局職員で行っています。よって、本案件は、非農地基準の農地法が施行された日以前に非農地であった土地に該当し、農地法 2 条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。

次に、受付番号 20 番について説明いたします。申請地については議案書 13 ページに載せております。また説明資料の 22 ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料 23 ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は 9 月 7 日に河原農業委員、奥推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号 21 番 22 番隣接した場所ですので一括して説明いたします。申請地については議案書 14 ページに載せております。また説明資料は同じですので、24 ページ、26 ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細についても同じですので、説明資料 25 ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は 9 月 7 日に河原農業委員、奥推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号 23 番について説明いたします。申請地については議案

書 14 ページに載せております。また説明資料の 28 ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料 29 ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は 9 月 7 に河原農業委員、奥推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号 24 番 25 番は隣接した場所ですので一括して説明いたします。申請地については議案書 14 ページに載せております。また説明資料は同じですので、30 ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細についても同じですので、説明資料 31 ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。この 2 件については 7 月の申請でしたが、相続関係の書類が間に合わず今回になったもので、現地確認は 7 月 10 日に石飛農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号 26 番について説明いたします。申請地については議案書 14 ページに載せております。また説明資料の 34 ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料 35 ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は 9 月 5 日に石飛農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。

受付番号 19 番を除く 10 件の申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第 2 条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議 長 塩野委員さんいかがですか。

塩野委員 議席番号 17 番の塩野です。先ほど事務局から言われたとおりで、補足はありません。

議 長 若槻委員さんいかがですか。

若槻委員 議席番号 23 番の若槻です。事務局からの説明どおり竹林化していますので、やむをえないと思います。

議 長 原委員さんいかがですか。

原委員 議席番号4番の原です。高木事務局員さんの説明どおりで、農地法施行以前の昭和25年の航空写真で確認していますので、特に問題はないものと思います。

議 長 河原委員さんいかがですか。

河原委員 議席番号5番の河原です。最後の仕事として、高木さんとともに歩きました。私もこの土地を知っています。猪や鹿がお出かけになる土地でして、この近くで柿を栽培される方がおられますが、変わった仕立て方をしておられます。西城柿なのに棚を作って上になるようにしておられます。その理由について、奥推進委員とお話ししておりましたところ、鹿や猪の被害を軽減するためではないかという話になりました。今回申請のあった場所は、以前から猪や鹿が出る場所です。耕作が難しく、非農地証明の対象になると考えます。

議 長 石飛忠宏委員さんいかがですか。

石飛忠宏委員 議席番号12番の石飛です。事務局の説明のとおりで、補足はありません。以上です。

議 長 事務局及び担当農業委員から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第262号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数と認めます。よって、議第262号非農地証明について、を承認いたします。

議 長 予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後 3 時 0 0 分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

阿川事務局長、山田次長、三木係長、後藤副主任、和泉主事、高木行政専門員

農業振興課

農地利用調整係 打田係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員
